

最良執行方針

平成20年3月31日改正
静岡東海証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

(1) 上場株券等

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）、REIT（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定されるものをいいます。

(2) 取扱有価証券

グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定されるものをいいます。

なお、当社は、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「店頭売買有価証券」「外国市場証券先物取引」「有価証券店頭デリバティブ取引」は取扱っておりません。

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対し、当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取次ぎます。

(1) 上場株券等

当社においては、お客様からいただいた「上場株券等」の注文は、原則、国内の金融商品取引所市場に取次ぐこととし、PTS（私設取引システム）への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いを行いません。

【国内の金融商品取引所市場への取次ぎ】

- ① お客様から委託注文を受託いたしましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。
- ② 委託注文の金融商品取引所市場への取次ぎは、次のとおり行います。
 - a. 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引市場へ取次ぎます。
 - b. 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、執行時点において株式会社QUICKの情報端末（当社の本支店の店頭でご覧いただけます）において、対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に、最初に株価が表示される金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において、最も売買高が多いとして選定されたもの）に取次ぎます。
 - ・ お客様からの委託注文が翌日以降の期限を指定したものであった場合、受託した当日において、QUICKにおける優先市場として表示されている金融商品取引所市場に期限到来まで取次ぐことと致します。（ご指定の期限が到来するまでの間にQUICKにおける優先市場が変更となった場合であっても、取次ぎ先の金融商品取引所市場の変更は行いません。）
- ③ 金融商品取引所市場の売買立会時間外に受託した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に上記①②の方法により金融商品取引所市場に取次ぐことといたします。

選定した具体的な内容は店頭等にお示しする他、当社の本支店にお問い合わせいただいたお客様には、その内容をお伝えいたします。

- a または b により選定した金融商品取引所市場が、当社が取引参加者または、会員となっていないところである場合には、当該金融商品取引所市場の取引参加者、または会員のうち、当該金融商品取引市場への注文の取次ぎについて契約している者を經由して、当該金融商品取引所市場に取次ぎます。

(2) 取扱有価証券

当社では、基本的に取扱有価証券（グリーンシート銘柄）の注文はお受けしておりません。

ただし、取扱有価証券のうち、金融商品取引所において上場廃止となった銘柄として指定しているフェニックス銘柄について、上場していた当時から、当該銘柄を所有していたお客様の換金ニーズを速やかに実現する必要があると考えます。

そのため、お客様から売注文をいただいた場合には、当該注文を当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取次ぎます。

その場合、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が1社である場合には、当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において、当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取次ぎます。

なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。

3. 上記の選定理由

金融商品取引所市場は、基本的には多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等、総合的に勘案して優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

4. その他

- (1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。
 - ① お客様から執行方法に関するご指示（執行する金融商品取引所市場のご希望、執行に係る条件のご希望等）があった取引
 - … 当該ご指示いただき当社が合意した執行方法
 - ② 端株および単元未満株の取引
 - … 端株および単元未満株を取扱っている金融商品取引業者に取次ぐ方法
- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。

したがって、価格のみに着目して、事後的に最良でなかったとして、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以 上